

平成 2 6 年度中小企業外国出願支援事業 実施要領

1. 事業の目的

公益財団法人石川県産業創出支援機構(以下「支援機構」という。)は、石川県内に本社または事業所を置く中小企業者に対して、外国への特許出願及び実用新案・意匠・商標・冒認対策商標出願(以下「特許出願等」という。)を支援し、県内中小企業者における戦略的な外国への特許出願等を促進することを目的とする。

2. 対象企業者

中小企業支援法(昭和 3 8 年法律第 1 4 7 号)第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する中小企業者であって、石川県内に本社または事業所を置くもの及びそれらの中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち、石川県内に本社または事業所を置く中小企業者が 3 分の 2 以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営むもの。)とする。

ただし、別紙 1「暴力団排除に関する誓約事項」記に記載されている事項に該当する者は除く。

中小企業支援法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する中小企業者

業種分類	定義
製造業、建設業、運輸業等	資本金 3 億円以下 又は常時使用する従業員 3 0 0 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下 又は常時使用する従業員 1 0 0 人以下
サービス業	資本金 5, 000 万円以下 又は従業員 1 0 0 人以下
小売業	資本金 5, 000 万円以下 又は従業員 5 0 人以下

※政令で定めるものはその定義による。

3. 補助対象事業等

補助金の対象は、次に掲げる要件に合致する企業及びその出願とする。

- (1) 外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者であること。
- (2) 補助を希望する出願に関し、外国で特許権が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者であること。
- (3) 申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願等(PCT出願含む。)をしたもので、平成 2 7 年 2 月 2 8 日までに外国特許庁に行う出願であること。(本国特許庁へのマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願(以下「国際登録出願」という。)については、既に日本国特許庁に対し商標出願をしたもので、平成 2 7 年 2 月 2 8 日までに日本国特許庁に対し行う国際登録出願であること)
- (4) 先行特許調査等からみて外国での特許権等の取得の可能性が否定されないと判断される出願であること。
- (5) 補助対象事業実施後の状況調査に対し、積極的に協力する中小企業者であること。
- (6) 外国出願の基礎とする国内出願と予定している外国出願がともに、申請者である中小企業者の名義であること。
- (7) 補助金交付を受けるにあたり、国内弁理士等の協力を受けられること。

4. 補助対象経費

- (1) 外国特許庁への出願手数料
外国特許庁への出願に要する経費
- (2) 現地代理人費用
外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
- (3) 国内代理人費用
外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
- (4) 翻訳費用
外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
- (5) その他費用
本事業を実施するために支援機構が必要と認めた経費

注) 対象とはならない主な費用は以下のとおり。例えば、

- ・一度外国特許庁に出願料を支払った後に追加的に外国特許庁に支払った費用。
- ・外国特許庁に出願するために要する経費であっても、PCT出願に要する国際出願手数料や日本国特許庁に支払う費用（国内出願費用、PCT出願費用（国際調査手数料、送付手数料、優先権証明書請求の費用、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等を含む。）、国際商標登録出願の日本国特許庁への手数料）、国内出願・PCT出願の弁理士費用。
- ・日本国内における消費税及び特別地方消費税。

5. 補助率・上限額及び経費負担

- (1) 補助率・上限額
 - ①補助率：1／2以内（補助対象経費の1／2以内、かつ消費税分を除く）
 - ②企業あたりの上限額：300万円（複数案件の場合）
- (2) 案件ごとの上限額
 - ①特許出願：150万円
 - ②実用新案・意匠・商標出願：各60万円
 - ③冒認対策商標出願：30万円

※予算額の範囲内で採択件数及び補助金額を決定するため、申請額より減額して交付決定する場合がある。

6. 申請手続き

- (1) 受付期間
平成26年9月1日（月）～平成26年10月17日（金）
- (2) 提出方法
申請書等は提出先へ持参又は郵送（締切当日は午後5時までに必着）に限る。
持参の場合の受付時間は、平日の午前9時～正午及び午後1時～午後5時。

(3) 提出書類

中小企業外国出願支援事業に係る外国特許庁への出願の費用補助費用申請書（添付書類を含む）

補助申請書（特許・実用新案・意匠・商標）（Word）

補助申請書（冒認対策商標出願専用申請書）（Word）

様式は、石川県産業創出支援機構のホームページからダウンロードできます。

【URL】

7. 事業内容

(1) 実施期間

実施期間は、交付決定日から平成27年2月28日（土）までとする。したがって、実施期間内に外国特許庁への出願または指定国への国内移行が完了するもの。

(2) 報告書の提出

採択企業者は、事業終了後、速やかに、実績報告書、出願の詳細がわかる書類の写し、経費の根拠となる書類の写しを提出するものとする。

(3) 補助金の支払い

支援機構は上記の報告書の内容を確認し、補助金額を確定した後に支払うものとする。

(4) 事後評価及び効果の確認

採択企業者は、補助を行った外国出願について外国特許庁からの査定がでた場合に報告書を提出するものとする。

8. 採択企業の決定

支援機構が設置した審査委員会において、申請書類による審査の他、必要に応じて審査委員会に出席いただき、ヒアリングによる審査を実施する。

選定する際の主たる検討事項は、以下のとおり。

(1) 外国での権利取得の可能性

(2) 外国での事業展開等の計画

(3) 外国出願に必要な資金能力・資金計画

審査結果は、応募企業者に文書により通知する。なお、審査の経過や内容に関する問い合わせには一切応じない。

9. 事業の流れ

「協力承諾書」により中小企業者と弁理士等間で協力関係を構築



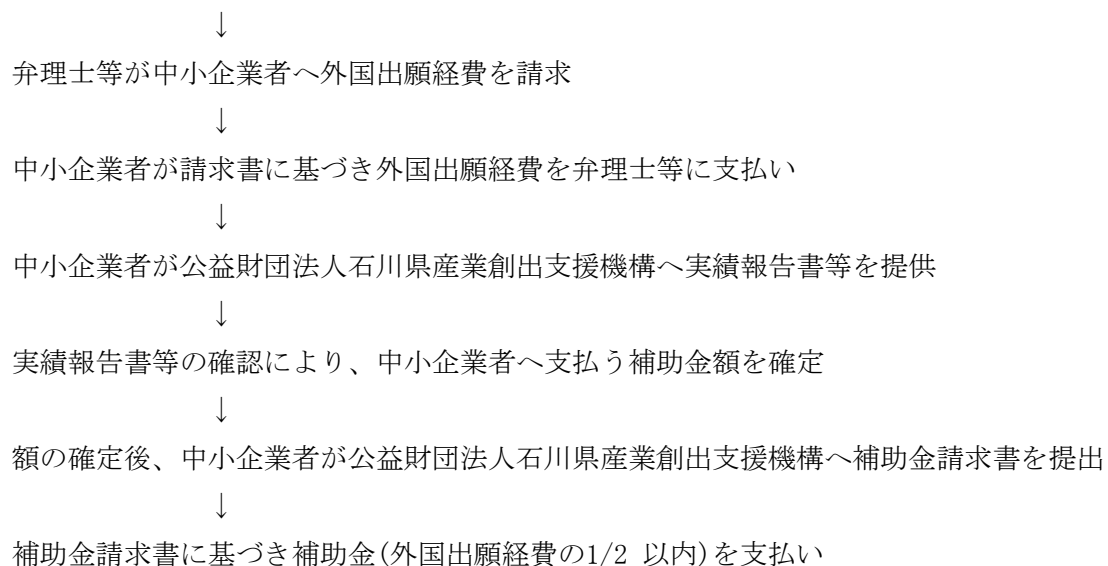
中小企業者から公益財団法人石川県産業創出支援機構へ交付申請書を提出



審査により採択企業決定



弁理士等が現地代理人からの請求書に基づき、外国出願経費を支払い



※平成25年度まで実施していた三者契約方式（中小企業者、弁理士等、）は廃止。

10. その他の留意事項

- (1) 他の事業者との共同出願の場合には、申請した企業の持ち分比率に応じて補助金の申請を行うものとする。
- (2) 本事業に係る他の行政機関等（国、県、市町村、公益法人）からの補助金等の交付を受けている又は交付申請中の場合、本事業の補助対象外とする。
ただし、外国出願に対する補助ではない補助金等については、これらの交付を受けている又は交付申請中の場合であっても、本事業の補助対象とする。
- (3) 支援機構は、他の中小企業者における外国出願支援等に役立てるため、補助金交付決定後に申請者名、補助対象事業名を公表するとともに本事業による海外へ出願を行った事例として中小企業者に情報提供するものとする。
- (4) 採択企業者は、随時、活用状況報告するものとする。
- (5) 支援機構は実績報告書及び添付書類について、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書をもって通知を行う。補助対象外である特許出願等と認められた場合、事業の対象外経費が含まれていた場合、出願の詳細がわかる書類及び経費の支出根拠となる書類に不備が認められた場合、補助額の全額または一部が対象外とする。
- (6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存するものとする。

○問い合わせ先及び申請書の提出先

(公財) 石川県産業創出支援機構 プロジェクト推進部 (担当：近藤、古川、木村)
〒920-8203 石川県金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館2階
TEL 076-267-6291

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、

補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき